**鳥海山・飛島ジオパーク認定商品**

**「ぺろっと鳥海山・飛島　～たのしくおいしいものがたり～」　募集要綱**

鳥海山・飛島ジオパーク認定商品「ぺろっと鳥海山・飛島　～たのしくおいしいものがたり～」は、地域ならではの食の魅力を発信する商品を認定することで、ジオパークに対する理解の向上、ジオの恵みを活かした地域の産業振興を図り、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目指した取り組みです。毎年、認定商品を増やしていく予定です。

初年度となる今回、「（1）飲食店部門」「（2）加工食品部門」の２部門を設け、ジオパークエリア内の企業、団体、個人事業主を対象として募集します。

1. **認定特典**

(1) 認定商品を紹介するオリジナルパネルを進呈します。

(2) 認定名称・鳥海山・飛島ジオパーク認定商品「ぺろっと鳥海山・飛島　～たのしくおいしいものがたり～」と、オリジナル認定マークを活用した商品のPRを行うことができます。

(3) 無料配布（一定数を無料配布、それ以上必要な場合は実費購入）される認定マークシールを活用することができます。

(4) ホームページ、SNSなど、鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会の広報媒体で認定商品を積極的に紹介します。

1. **募集期間**

６月１日（金）～７月２０日（金）（必着）

受付場所まで書類を持参される方は、１７時１５分までに持ち込みください。

1. **応募資格**

鳥海山・飛島ジオパークエリア内（由利本荘市、にかほ市、遊佐町、酒田市）に本社、営業所または工場がある企業、団体、または個人事業主

1. **応募部門**

1事業者につき、１部門1点を応募できます。

(1) 飲食店部門…店舗内で飲食できるもの

(2) 加工食品部門…持ち帰りができる加工食品

※「加工食品」とは、JAS 法で定める加工食品及び酒税法に定める酒類の事を指します。

1. **応募条件**

認定の対象商品は、当ジオパークエリアの大地・ヒト・自然のつながりが語れ、ユーモアな発想や創意工夫を凝らした独自性のある商品とし、次のいずれかの条件を満たすものです。

(1) エリア内で産出・生産された商品や一次産品を主な原料とした、店舗内で飲食できるもの、もしくは加工食品

(2) ジオパークの見どころとなる地形・地質等を模しており、エリア内で産出・生産された産品を１品以上使った店舗内で飲食できるもの、もしくは加工食品

※法令等を遵守していること。

※商品の新規・既存の別は問いません。

※書類審査を通過した商品は、試食審査の日に実際の販売を想定した状態で、10点程度の提供をお願いします。

1. **応募方法**

応募者の所在地によって、応募先、応募に関する相談の受付・問い合わせ先が異なります。

所定の申込書に必要事項を記載のうえ、関係書類を添えて各所在地の応募先まで郵送またはご持参ください。関係書類等は鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会、酒田市・遊佐町・にかほ市・由利本荘市のホームページからもダウンロードできます。

1. **認定までのスケジュール**

６月　１日（金）～７月２０日（金）募集期間

６月１１日（月）　　　　　　　　　応募説明会（遊佐町）

会場・ゆざっとプラザ（遊佐駅）２階　会議室

６月１２日（火）　　　　　　　　　応募説明会（にかほ市）

会場・にかほ市 総合福祉交流センター スマイル　集会室

６月１３日（水）　　　　　　　　　応募説明会（由利本荘市）

会場・由利本荘市文化交流館カダーレ　会議室２

６月１４日（木）　　　　　　　　　応募説明会（酒田市）

会場・酒田市総合文化センター　４階４１１号室

７月中旬～９月中 　　　　　　　　書類審査・実商品審査の実施

１０月中　　　　　　　 　　　　　認定商品認定式

※応募説明会に参加希望の方は、開催前日正午まで各所在地ごとの応募先にお申し込みください。

1. **審査方法**

「鳥海山・飛島ジオパーク認定商品審査会」において、審査員による書類審査と試食審査を行います。なお、試食審査については申請者からの説明とアピール、ヒアリングにより審査を行います。

1. **認定基準**

(1) 商品と鳥海山・飛島ジオパークとのストーリー性

・鳥海山・飛島ジオパークにつながるストーリー性を有しているか（地質・地形的特徴、自然、歴史、人の営み）。

・商品を見たり食べたりした方が、鳥海山・飛島ジオパークのことを人に伝えたくなるような商品か。

(2) 商品の地域性や独自性

　・商品にジオパークエリア内の産品を使用していること

・商品の原料にこの地域らしさがあるか

・ユーモアな発想や創意工夫など、商品に独自性があるか

1. **審査発表**

審査結果は、９月末まで申請書に記載された連絡先にお知らせします。また、10月中に行われる認定式にて認定証を授与します。

1. **認定期間と再審査**

(1) 認定期間は認定日から２年間とします。

(2) 再認定審査の方法は、別途定めるものとします。

1. **申請に関する留意事項**

(1) 生産、製造、流通、販売等において、当該認定商品に係る関連法規への抵触、事故、苦情等が発生したとき、その一切の責務を負い、当該事故等の解決に向け誠実な対応をしてください。

(2) 認定商品を販売・生産する認定者は、消費者及び流通関係者に対して、認定商品の積極的な情報発信に努めてください。

(3) 応募書類は返却いたしません。

(4) 応募いただいた個人情報は、本事業の目的以外には使用いたしません。

（5) 応募作品については、認定の可否にかかわらず、鳥海山・飛島ジオパークのＰＲを目的として使用する場合があります。

1. **所在地ごとの応募・相談・問い合わせ先**

応募に関しては事前に所在地ごとの応募先にご相談ください。

〇酒田市　交流観光課（ＴＥＬ：０２３４－２６－５７５９）

〒998-8540　山形県酒田市本町二丁目2番45号

〇遊佐町　企画課（ＴＥＬ：０２３４－７２－４５２３）

〒999-8301　山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴211

〇にかほ市　観光課（ＴＥＬ：０１８４－４３－３２３０）

〒018-0192　秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田１

〇由利本荘市　総合政策課（ＴＥＬ：０１８４－２４－６２２６）

〒015-8501　秋田県由利本荘市尾崎１７